

令和6年度 市政連絡会 質問項目一覧

質 問 者		回答局
項 目		
1	(町会活性化対策委員会) 桶谷委員長 (三和連長)	危機管理監
	能登半島地震の津波警報について	
2	(安全安心委員会) 浅野副委員長 (新神田)	危機管理監
	震度 5 弱以上の時の避難所の開設について	
3	(第 1 ブロック) 武藤連長 (泉野)	都市整備局
	空き家対策について	
4	(第 2 ブロック) 外山連長 (味噌蔵)	都市政策局
	金沢の新しい都心軸について	
5	(第 3 ブロック) 本連長 (小坂校下)	土木局
	能登半島地震による市道舗装修理について	
6	(第 4 ブロック) 東間連長 (大浦校下)	土木局
	高齢者の歩道歩行による転倒災害の対策について	
7	(第 4 ブロック) 森連長 (西)	教育委員会
	西小学校の震災によるプールの検討事項について	
8	(第 5 ブロック) 中川連長 (西南部)	教育委員会
	教育の質のばらつきについて	
9	(第 6 ブロック) 池田連長 (扇台)	土木局
	金沢外環状道路の整備 (山側幹線) について	
10	(第 8 ブロック) 高野連長 (小立野)	都市政策局
	地域部における移動手段 (公共バスなど) の考え方	

市町会連合会からの質問に対する回答

(危機管理監)

(質問項目 1) 能登半島地震の津波警報について
(町会活性化対策委員会) 桶谷委員長 (三和連長)

(質問要旨)

元旦に発災した能登半島地震において津波警報が発令されましたが、その際、マスコミ、特にテレビ局のアナウンサーによる「すみやかに安全な場所へ避難してください」と何回も告げられ、放映もされたことから、津波想定地区以外の住民も、指定避難所は勿論のこと、慌てて山手の方で避難し、他の地区の避難所に出向いたということの報告を受けています。

確かに、東日本大震災のイメージがあるため理解できる面もありますが、今回のように不要な避難を促す結果になることもあります。

今後、津波警報が発令された場合のマスコミ、特に、テレビやラジオのアナウンサーの発言について市としてどのように考えているのかお聞きしたい。

(回答)

1. ご質問にありましたテレビやラジオなどで、
地震や津波に関する災害情報を発信するとともに、避難を呼びかけることは公共放送機関の役割として、重要なものであると認識しています。
2. 一方で、今回の地震で、津波警報が発表された際に、
多くの市民の皆様が津波から身を守るため、一斉に車で避難したことにより、交通渋滞が起きました。
また、一部の避難所においては、開設や運営に混乱が見られました。
3. このため、津波到達時間までにおける避難方法や避難場所、
避難所開設方法などの課題について検証することが必要であると認識しており、今年度、地域防災計画や避難所運営マニュアルなどの見直しをしていきます。
4. また、今年度新たに策定しました「津波ハザードマップ」を
市民の皆様に配布するとともに、「かがやき発信講座」等、あらゆる機会を通じて、避難方法等の周知を図っていきます。

市町会連合会からの質問に対する回答

(危機管理監)

(質問項目 2) 震度 5 弱以上の時の避難所の開設について
(安全安心委員会) 浅野副委員長 (新神田)

(質問要旨)

震度 5 弱以上の地震が発生したときに避難所を開設することになっているが、市職員より先に地元住民で開設してもよいのか。
また、地元が先に開設する場合どこを避難所として開設するのか。
更にその責任の所在はどこにあるのか。

(回答)

1. 本市においては、災害時に避難所を迅速かつ確実に開錠するため、令和 4 年度に、各校下・地区自主防災組織へ、地域開放を実施している拠点避難所等となる小中学校の地域開放用カードキーを配布していますので、市職員より先に地元の皆様が避難所に到着した場合には、速やかに避難所を開設して頂きたいと考えています。
2. また、地元の皆様が先に避難所を開設する場合には、拠点避難所となる小中学校（旧小学校を含む）及び拠点避難所が公民館となる地区においては公民館を開設して頂きたいと考えています。
3. 尚、避難所は、災害対策基本法により指定し、本市が避難情報を発令する場合に開設するもので、その開設及び運営は本市の責任となります。

市町会連合会からの質問に対する回答

(都市整備局)

(質問項目 3) 空き家対策について
(第 1 ブロック) 武藤連長 (泉野)

(質問要旨)

<現状>

人口減少が進むなか住宅供給過多のため住宅過剰社会となっており、2023 年の調査では、約 7 戸に 1 戸が空き家。

<空家の種類>

1. 空家等対策特別措置法に認定される危険な空き家。
2. 売買、賃貸など流通する空き家。

かなざわ空き家活用バンク、金澤町家情報バンク等で公開。

3. 上記 1. 2. の中間の空き家

そのまま放置すると活用されず近隣住民にとって迷惑で、1. の予備軍の恐れがある空き家。

<質問>

空き家が多くなれば地域の価値が下がり、ひいては金沢市の価値が下がることになる。また、空き家の所有者である団塊の世代が健康であるここ 10 年のうちに対応しないと、本人の意思確認ができなくなり物件の売買が難しくなる。

このような状況に対し、金沢市が単に空き家相談窓口ではなく、市内の空家調査と、その具体的対策を行う専門部署を設け、早急に問題解決を進める姿勢があるかどうかお聞きしたい。

(回答) 国が実施する住宅・土地統計調査の結果を見ると、全国的に空き家は増加傾向にあり、本市においても重要な行政課題であると認識しています。そこで、令和 5 年度より専門部署として、建築指導課内に「空き家活用室」を設置し、出前講座やパンフレット配布といった啓発活動により空き家の発生抑制に取り組んでいます。また、長期にわたり管理されていない空き家については定期的に指導している他、既に屋根や外壁などが破損している場合、除却費の補助制度を活用していただくことで、これまでに多数の空き家で改善が図られました。

一方、金沢市独自の空き家調査につきましては、個別に居住実態を把握することが難しいことから、昨年度より設置した「町会向け空き家相談窓口」に寄せられた情報をもとに、問題のある空き家の把握に努めています。

空き家の所有者は相続等の問題を抱える方も多いため、令和 2 年より弁護士会や司法書士会など 11 の専門団体と連携し、問題解決に向けてサポートしており、

これまでに相談があった82件のうち、39件が売却されるなどの解決に至っています。

引き続き、所有者に寄り添いながら、個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいります。

市町会連合会からの質問に対する回答

(都市政策局)

(質問項目 4) 金沢の新しい都心軸について

(第 2 ブロック) 外山連長 (味噌蔵)

(質問要旨)

- (1) 駅東口から片町への金沢の経済基盤である都心軸について、各企業がそれぞれ個性豊かな表情の建物を建設しているが、金沢のメインストリートとしての統一感がないように思われる。自らを主張することは、この社会では重要な要素ではあろうが、共に生きるという思いやりの心もこの金沢では必要ではなかろうか。特に駅前の空地・武蔵が辻のデパート・香林坊～片町の耐震性に欠けると思われる商業ビルなどにも金沢らしさが求められるのではないか。
- (2) 近年、武蔵が辻から香林坊にかけて宿泊施設が増えているが、通勤時や夕方に観光バス・タクシーの停車は、交通の混雑の元となっているので、広くない道路が有効にその機能を果たすように規制が必要である。敷地内に車寄せ・タクシーベイを設ける、観光バスは共同のターミナルを設けるなどの対策がほしい。

(答)

(1) 都心軸における金沢らしさについて

- ・金沢駅から片町に至る都心軸沿線では、都ホテル跡地、金沢エムザの建替え、日本銀行金沢支店跡地、片町地区の再開発、老朽ビルの再整備等が課題となっています。また、北陸新幹線の開業やコロナ禍の影響等により、エリア一帯を取り巻く環境に大きな変化が生じています。
- ・このため、昨年度に策定した金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」と「未来共創計画」において、骨格となる都心軸の再興を取組の方向性の一つに掲げ、その実現に向けて都市再生特別措置法を活用し、民間による開発の機運を高め、都心軸エリア全体の面的整備の促進につなげていきたいと考えています。
- ・本年 2 月、国より都市再生緊急整備地域の候補地域に設定され、今年度は、準備協議会を立ち上げ、この地域の目指すべき方向性をはじめ、増進すべき都市機能や都市基盤の整備などについて議論し、国による地域指定に必要な「地域整備方針」等を取りまとめることとしています。

- ・本市では、「保全と開発の調和」を規範としたまちづくりを進めてきています。このことは、歴史に培われてきた本市固有の文化や豊かな自然・風土、市民の精神性などとともに、世界にも通用する『金沢らしさ』の源泉であると考えており、その継承・発展を十分踏まえた上で、品格と魅力にあふれる都市空間の形成につながるよう、取組を進めてまいります。

(2) 都心軸における交通混雑について

- ・都心軸沿線では、宿泊施設の増加などに伴い、観光バスやタクシーの乗降、荷捌き車両の駐停車等による交通混雑が見受けられます。
- ・このため、円滑な交通環境の確保に向けて、武蔵交差点から犀川大橋北詰交差点に至る区間において啓発員を配置し、近隣の観光バス駐車場や荷捌き場への誘導・案内を実施するほか、長時間駐車やバス専用レーンの遵守などに対する助言・啓発活動を行っています。また、昨年度より、バスレーン拡大の社会実験と、これに合わせた、臨時荷捌き駐車場の確保等にも取り組んできており、引き続き、状況を注視しながら、都心軸における交通の円滑化と歩行環境の向上に努めていきます。
- ・加えて、今般の、都心軸における都市再生緊急整備地域の指定に向けた取組においても、交通環境の更なる向上は、公共交通サービスの維持・高度化と合わせて、重要な課題の一つと認識しており、今後の準備協議会の議論等を踏まえながら、地域の目指すべき方向性等を掲げる「地域整備方針」への反映について検討してまいります。

市町会連合会からの質問に対する回答

(土木局)

(質問項目 5) 能登半島地震による市道舗装修理について
(第 3 ブロック) 本連長 (小坂校下)

(質問要旨)

同じ市道で道路管理課主管と企業局主管箇所があるが、工事日程や工事の見通しについて早めに住民に知らせてほしいし、工事も同一時期一括工事としていただくことはできないか。

(回答)

今回の地震による舗装の損傷は、
「①下水道管などの道路の埋設物の影響から舗装が損傷している場合」と
「②埋設物の影響が無く舗装が損傷している場合」の大きく 2 つに分類されます。

まず、「①下水道管などの道路の埋設物の影響から舗装が損傷している場合」につきましては、道路管理課と企業局の担当課が、現在、舗装復旧の協議を進めております。ご指摘のとおり、工事が^{ふくそう}輻輳しないように調整しまして、工事着手の見通しがつきましたら、関係住民へ周知させていただきます。

なお、災害復旧事業として国の補助金を活用して対応しますので、工事着手までに時間を要することをご了承願います。

次に、「②埋設物の影響が無く舗装が損傷している場合」につきましては、道路管理課が舗装復旧工事を行います。小規模なものは速やかに対応してまいります。大規模なものは、先ほどと同様に補助金を活用しますので、工事着手までに時間を要することをご了承願います。

なお、事故等の発生が危惧される舗装の損傷については、これまでと同様に緊急処置を講じてまいります。

今後とも、安全安心な道路の確保に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

市町会連合会からの質問に対する回答

(土木局)

(質問項目 6) 高齢者の歩道歩行による転倒災害の対策について
(第 4 ブロック) 東間連長 (大浦校下)

(質問要旨)

高齢者が歩道の不陸とわずかな段差及び身体の衰えのため、多くの方が「つまづき等」転倒して治療期間中に足腰が弱り行動範囲が狭くなり、家の中での生活が主になってしまうか、外出時には電動シニアカーになってしまうと思いますが、この場合でも歩道の不陸が危険だと思います。高齢者の当事者からすると災害だと思います。

金沢市としてどのような基準及び考え方をし、どのような計画をお持ちになっているかをお聞かせ願います。

(回答)

本市の道路整備は、「金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例」や「金沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」などに準じて、段差解消や歩行がしやすいバリアフリーに配慮した歩道整備を、新しく整備する道路はもちろんのこと、既存道路においても、まちなかや幹線道路から整備を順に進めております。

また、郊外の道路であっても、市民の要望等から現場を確認し、必要に応じて歩道整備を進めておりますので、道路管理課へご相談ください。

なお、能登半島地震の影響から、市内至る箇所の道路舗装が損傷しております。事故等の発生が危惧される箇所については、これまでも緊急処置を講じてきたところです。

今後とも、安全安心な道路の確保に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】

①「金沢市におけるみちづくりの技術的基準等に関する条例」

→「道路法」第 30 条第 3 項の規定による

②「金沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」

→「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(いわゆる交通バリアフリー法) 第 10 条第 1 項の規定による

市町会連合会からの質問に対する回答

(教育委員会)

(質問項目 7) 西小学校の震災によるプールの検討事項について
(第 4 ブロック) 森連長 (西)

(質問要旨)

先の震災で西小学校のプールが周囲の液状化により損壊しています。検討事項として

- (1) プールが使用できない状況にあり、改修を検討する方向なのか、今後の進め方を明確にしてほしい。一方、他の自治体ではプールの使用を民間活用の方
向にあり、学校のプールを使用しないところがあります。今後の方針として、
市は改修なのか民間活用なのか知りたい。また、改修するならばいつ頃になる
のか。
- (2) 既存の損壊したプール付近はロープなどで危険の表示がされているが、す
ぐ近くで小学生が運動などしているので、ロープをくぐり中に入ることが可能
である。安全確保のため、工事用の立ち入り禁止のパーテーションなどで入れ
ないようにしたほうが良いので設置を検討してほしい。

(回答)

- (1) 西小学校のプールについては、令和 6 年能登半島地震により損壊したた
め、現在、施設の復旧に取り組んでいるところです。

今年度中に施設改修の設計と既存プールの解体を行い、令和 7 年度から再整
備工事に着手し、令和 8 年春頃の完成を予定しています。

なお、プールが復旧するまでの間は、民間施設を活用し、代替授業を行う予
定です。

- (2) ご意見を踏まえ、プール周辺に木柵等を設置するなど、引き続き、学校と
連携し、児童の安全確保に努めてまいります。

市町会連合会からの質問に対する回答

(教育委員会)

(質問項目 8) 教育の質のばらつきについて
(第 5 ブロック) 中川連長 (西南部)

(質問要旨)

教育の質のばらつきを感じる。

特に西南部中学校に数年前に導入された「ナラティブ」をベースにした教育方針。金沢市立中学校全てにおいて導入するなら理解するが、一校のみの実施には違和感しかない。

(回答)

金沢市立小中高校では、各校長が学校の実状や児童生徒の実態を踏まえて、独自に学校教育目標を定め、その具現化に向けて、様々に取り組みを推進しています。

仰せの「ナラティブ」は、平成 30 年度に西南部中学校に着任した校長が、当時の生徒たちの実態や状況を踏まえ、特別な教科「道徳」の授業を中心に教育活動全般にわたり、自分の視点や経験を自分の言葉で語ることを大切にしながら、「生徒指導面の改善」に向けて取り組んだものです。

本市では、金沢市学校教育振興基本計画で示す基本理念と目指すべき金沢の子ども像の実現に向け、金沢型小中一貫教育を土台として、何を学ぶか、どのように学ぶかを示した「金沢型学校教育モデル」に基づいた教育活動を推進しており、西南部中学校で取り組んでいる「ナラティブ」を全ての学校に導入することは考えていません。

現在の校長は、これまでの経緯を引き継いではいるものの、国が示した「令和の日本型学校教育」の視点を大切にしており、「対話」を通して互いの価値観を理解し、互いの存在を大切にしながら、生徒一人一人の自己有用感を醸成することを学校経営の中核に据え、教育実践に取り組んでいることから、西南部中学校の学校経営は少しずつ変化しつつあると捉えています。

西南部中学校では、「中間テスト」や「期末テスト」といわれるテストを行わず、テスト範囲が単元単位での「単元末テスト」を実施していますが、生徒の学習の定着度を広範囲で確認することも大切であると捉え、複数の単元を対象としたテストも各学期中に複数回実施しており、これは「中間テスト」や「期末テスト」と変わらないものであると捉えています。

教育委員会では、今後も同校の学校経営や学力・学習状況について、注意深く見守っていきます。

市町会連合会からの質問に対する回答

(土木局)

(質問項目 9) 金沢外環状道路の整備 (山側幹線) について
(第 6 ブロック) 池田連長 (扇台)

(質問要旨)

昨年度の市政連絡会での議事では山側幹線の計画について、延伸と4車線化整備が主だった内容を拝見した。既に渋滞緩和の整備計画にも着手いただいているところもあるが、更なる渋滞緩和の対策についての計画などお教え願いたい。

特に山側環状の交差点のうち、①高尾南 ②高尾一丁目 ③窪二丁目 ④長坂三丁目東 の右折レーンについては既に延伸工事をした箇所もあるが、既にピーク時はレーンから溢れてしまい、1車線が詰まり事故が起きかねない状態も見受けられる。更なる渋滞緩和の整備計画をお教え願いたい。

(回答)

山側環状の①～④の区間は、石川県の管理のため、県央土木事務所に確認したところ、④長坂三丁目東については、令和4年に中央分離帯を縮小し、右折レーンを延伸した(令和5年に50m道路(県庁近く)でも右折レーン延伸)が、①高尾南、②高尾一丁目、③窪二丁目については、現時点で渋滞緩和の今後の整備計画はないとのことです。

そのため、今後、渋滞緩和のための何らかの策の検討を市としても県に伝えていきます。

山側環状ではないが、金沢市が管理している高尾台二丁目交差点の渋滞対策については、右折レーンの設置について検討を行う予定です。
今後も市内の渋滞状況緩和のために、それぞれに応じた適切な対応をとってまいります。

市町会連合会からの質問に対する回答

(都市政策局)

(質問項目 10) 地域部における移動手段（公共バスなど）の考え方
(第8ブロック) 高野連長（小立野）

(質問要旨)

高齢化が進む中、各地域の高齢者にとって、買物、医療機関への受診のための移動などが現在の公共交通バスだけでは路線から外れたエリアに住む高齢者にとっては極めて不便となってきた。また、路線バスでは運用本数の減便が著しい。

一方中心部ではフラットバスなどもあり、交通の便は比較的恵まれている。ある地域では、マイクロバスなどを個別に運用しているが、運営に苦慮しているようである。

市として、今後の方針をお聞きしたい。

(回答)

- ・ふらっとバスは、まちなかの公共交通不便地域を運行し、高齢者等の生活の足になると同時に、来街者の移動手段にもなることで、中心市街地の活性化や、自動車の流入抑制にも寄与することを目的に運行しています。
 - ・一方で、まちなか以外の郊外における公共交通が不便な地域では、住民の移動手段の確保という目的に特化し、地域のニーズや実情に応じた公共交通として「地域運営交通」の活用を促進しているところであり、現在、大浦・川北地区の「おおらっこ・かわきた号」をはじめ、北部地区の「チョイソコかなざわ」や、鈴見・若松地区の「のってこ号」などの運行を支援しているほか、運行ルートの拡大や本格運行に向けた支援にも取り組んでいます。
 - ・加えて、昨年度、制度の見直しを行うなど、安定運行への支援や地元負担の軽減に努めてきたところです。
 - ・地域運営交通が、将来に渡って持続性を確保すること、また、地域の実情に応じた環境を整えていくことは大切なことと考えています。
- ご要望・ご相談を含め、市職員が地域にお伺いして地域運営交通支援制度についてご説明させていただきますので、お気軽にお申し付けください。

(担当課：交通政策課 Tel 220-2038)